

せいかつ ほ ご そうだん
生活保護を相談されるかたへ



にちなんちょうふくしじむしょ
日南町福祉事務所

〒689-5211

とっとりけんひのぐんにちなんちょうしょうやま
鳥取県日野郡日南町生山511-5

にちなんちょうけんこうふくし ない
(日南町健康福祉センター内)

でん わ
電 話 (0859) 82-0374

ファクシミリ (0859) 82-1027

1 生活保護とは

生活保護とは、憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づき、国民の基本的な人権の一つ、生存権を保障する国の制度です。

生活保護は、国の責任で最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

私たちはだれでも病気になったり、失業したり、その他いろいろな事情で生活が苦しくなり、努力してもなおどうにもならないときがあります。

こんなとき、あなたの世帯の生活を援助し、再び自立できるようにお手伝いするのがこの制度です。

保護は、次のような要件を満たしてもなお最低生活が維持できないときに適用されます。

- 活用できる資産（不動産、預貯金、生命保険、自動車など）、収入は、すべて活用すること。
- 働く能力のあるかたは、その能力に応じて働くこと。
- 他の法律、制度など、その他あらゆるものを活用すること。

※なお、民法上の扶養義務者からの援助は保護に優先しますので、親子、兄弟など扶養義務者の方からの援助を活用してください。

(2) 生活保護の決め方

保護は、世帯を単位として行われます。

最低生活費（国が定める基準により計算したあなたの世帯の需要）と、あなたの世帯の収入（収入、資産、援助など）とを比較して、収入が少ない場合に保護が適用されます。

くわしくは、福祉事務所に相談してください。

さいていせいかつひ おも
最低生活費 (主なもの)

せい かつ ひ 生 活 費	じゅう たく ひ 住 宅 費	きょう いく ひ 教 育 費	かい ご ひ 介 護 費	い りょう ひ 医 療 費
いんしょくひ 飲食費 ひふくひ 被服費 こうねつすいひ 光熱水費など	やちん 家賃 まだい 間代 ちだい 地代など	ぎむきょういく ひつよう 義務教育に必要な きょうざいひ きゅうしょく 教材費、給食 ひ つうがくひ 費、通学費など	かいごサービスの 費用	いりょうひ 医療費など

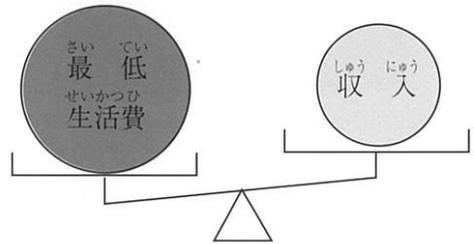
しゅう にゅう
収 入

しゅうろうしゅうにゅう 就労収入 (きんろうしゅうにゅう 勤労収入、 のうぎょうしゅうにゅう 農業収入、 じえいぎょうしゅうにゅう 自営業収入な ど)	ねんきん おんきゅう 年金、恩給、 かくしゅてあてしゅう 各種手当の収 にゅう 入	おやこ きょうだい 親子、兄弟な どからのきんせん しよくりょう や食料などの えんじょ 援助による収 にゅう 入	とち たてもの 土地、建物な どをか を貸したしゅう にゅう 入、小作料な ど	とち たてもの 土地、建物な どをう を売ったしゅう にゅう 入、預貯金、 ほけんきん 保険金など、 そのた その他の収入
---	--	---	---	--

<例1> 収入が最低生活費を下回るとき

○ 生活保護が受けられます。

せい かつ ひ 生活費	じゅう たく ひ 住宅費	きょう いく ひ 教育費	かい ご ひ 介護費	い りょう ひ 医療費
しゅう にゅう 収入				
せい かつ ほ ご から きゅう ふ 生活保護から給付				

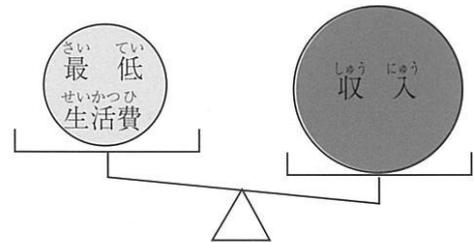


最低生活費と収入とを比較して、その不足分が生活保護から給付されます。

<例2> 収入が最低生活費を上回るとき

○ 生活保護が受けられません。

せい かつ ひ 生活費	じゅう たく ひ 住宅費	きょう いく ひ 教育費	かい ご ひ 介護費	い りょう ひ 医療費
しゅう 収		にゅう 入		



※ ぼうりよくだんいん ぼうりよくだんいん おな いえ す せい かつ
暴力団員のかたや暴力団員と同じ家に住んで生活をともにしているかたなどに
たい 対しては、きゅうはく じょうたい ばあい のぞ せい かつ ほ ご てきやう
対しては、急迫した状態である場合を除いて、生活保護を適用しません。